



元和泉のヤマノイモ

◎発行 / 東京都狛江市 ◎編集 / 総務部情報課  
〒 201-8585 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 ☎ (3430) 1111  
ホームページアドレス <http://www.city.komae.tokyo.jp>

879号

## 税の申告はお早めに



2月17日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日を除く)

平成15年度市民税・都民税の申告と、平成14年分所得税の確定申告の時期をむかえます。

期間中は申告窓口が大変混み合いますので、相談と申告は早めに済ませてください。

なお、市民税・都民税と所得税の申告と相談には、車の来場は遠慮ください。  
〔問い合わせ〕課税課

### 市民税・都民税

■申告が必要な方

平成15年1月1日現在、狛江市に居住し、次に該当する方  
年金受給者で確定申告の必要のない方

給与から市民税・都民税が天引きされていない方

給与所得のみで前年中に退職し、再就職していない方

市外にお住まいで、市内に事業所、事務所、または家屋敷をお持ちの方

確定申告を必要とする方以外の方

■お願い

前年中に収入のない方でも次に該当する方は、申告が必要です。  
国民健康保険に加入している

分

方

非課税証明書の必要な方

同居していない方に扶養されている方

だれの扶養にもなっていない方

方

■申告が必要な方

所得税の確定申告をする方

勤務先から市民税・都民税を給与と引きされている方

■申告に必要なもの

市民税・都民税申告書

認め印

所得や経費のわかるもの

社会保険料、生命保険料などの領収書や証明書

■申告場所と相談は

課税課市民税係(市役所2階7番力ウナター)

土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

### 所得税

■所得税の確定申告が必要な方

事業所得、不動産所得、土地等の譲渡所得等がある方で、所得金額の合計額が、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える方

給与所得がある方の場合

①給与の収入金額が2,000万円を超える方

②給与以外の所得が20万円を超える方

③給与を2力以上から受けている方

土地、建物等の譲渡所得のある場合

譲渡所得の課税の特例を受けた結果、税金がからない方も確定申告は必要です。

■給与所得のみの方で確定申告をすれば税金が戻る方

多額の医療費を支払った方

マイホームを住宅ローンで取得した方

前年の途中で退職し、年末調整を受けていない方

災害や盗難にあった方

特定の寄附金を支払った方

年末調整時に各種控除の申告漏れのあった方

〔申告に必要なもの〕

印鑑、給与所得の源泉徴収票のほか、医療費の領収書など所得控除を受けるための証明書や領収書

住宅借入金等特別控除を受ける方(取得の場合)は、住民票の写し、建物・土地の登記簿謄本(登記事項証明書)、売買(請負)契約書の写し、住宅取得資金に係る年末残高証明書を添付してください。

なお、必要な添付書類がないときや、記載内容に誤りがあったときなどは、還付金の支払いが大幅に遅れる場合がありますので、ご注意ください。

還付申告は、2月14日(金)以前でも提出できます。

■広域還付申告センター

税理士会との共催による広域還付申告センターで、申告書の受け付けや申告書用紙の配付、申告書の書き方のアドバイスなどを行いますので利用ください。

### 確定申告書の提出と相談は

武蔵府中税務署 ☎ 042 (362) 4711

ただし、計算、記入済みの確定申告書は、申告期間中、市役所でも提出できます。

### 国税庁ホームページのご利用を

国税庁ホームページ(所得税の確定申告書作成コーナー)で、所得税の確定申告書の作成ができるようになりました。

〔国税庁ホームページアドレス〕

<http://www.nta.go.jp>

〔東京国税局ホームページアドレス〕

<http://www.tokyo.nta.go.jp>



JR東京駅日本橋口 2月3日(月)から14日(金)まで  
新宿駅西口広場イベントコーナー 2月20日(木)から26日(水)まで  
両会場とも土・日曜日、祝日を除く午前9時から正午、午後1時から5時までです。  
そのほかの会場でも開催しますので、税務署へ問い合わせください。

■財産をもらったときの税金

平成14年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与があったときは、一定の要件に該当すれば、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

住宅取得資金等の贈与の特例

父母や祖父母から住宅取得(増改築)資金の贈与を受けた

ときは、一定の要件に該当する場合、1,500万円までの部分について、贈与税の軽減があります。この特例を受けるため、550万円までの住宅取得(増改築)資金の贈与について贈与税はかかりません。ただし、これらの特例を受ける場合には、贈与税の申告が必要です。  
なお、贈与税の確定申告と納税は、2月3日(月)から3月17日(月)までです(土・日曜日、祝日を除く)。

■国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります

平成14年1月から12月までに納付された国民年金保険料は、所得税法上、その全額が社会保険料控除の対象となります。

この場合、生計を同一にする配偶者、親族が支払った保険料も、世帯主自身の社会保険料控除の対象とすることができ、納付された保険料についての問い合わせは府中社会保険事務所 ☎ 042 (361) 1011

## 行政けいじばん

### 第2・4木曜日は国保加入者のための健康相談

保健師と栄養士が、健康や食事などに関する悩みや相談をお受けします。どうぞお気軽に相談ください。

なお、人間ドック等の結果票などがあれば、健康状態が把握できますので、ぜひ持参ください。

〔相談日〕2月13日(木)・27日(木)  
午前9時30分から11時30分まで  
〔場所〕市役所2階フロアー  
〔問い合わせ〕保険年金課

### 学生の皆さん、国民年金の「学生納付特例制度」を知っていますか

学生の方でも20歳以上であれば、国民年金に加入し保険料を納める義務がありますが、収入がなく納めるのが困難な学生のために「学生納付特例制度」があります。

この制度は、学生本人の所得が年間68万円(年収約133万円)以下の場合、申請して承認されると、保険料の支払いが猶予され、卒業後に納付することのできる仕組みです。

また、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

なお、従来、この制度の対象になる学生は、大学、専門学校、各種学校等の昼間部に通う学生とされていましたが、平成14年4月からは夜間部、定時制課程

および通信制課程の学生も対象になります。

届け出は毎年度必要となりますのでご注意ください。

〔問い合わせ〕保険年金課

国保加入者で交通事故にあったときは、速やかに届け出を

交通事故など

だけがをした場合、加害者(第三者)がいるときは、加害者

その治療費を負担することになり

りますが、国民健康保険証を使い治療を受けたときは、国民健康保険のほうで

一時立て替え、あとで加害者から返してもらふこととなります。

ただし、加害者から治療費を受け取っていると国民健康保険は使えません。国民健康保険で治療を受けようとするときは、医師の承諾が必要です。また、必ず警察に届け出ると同時に、市にも速やかに届け出をしてください。届け出が無いまま治療を受けようとした場合、国民健康保険での治療が受けられないことがあります。さらに、示談についても、事前に相談ください。



自分の不注意(自損事故)で受けたけがについても、届け出がないと国民健康保険は使えません。また、けんかや泥酔によるけが・自殺未遂・薬物中毒なども国民健康保険の使用は制限されます。

〔問い合わせ〕保険年金課

平成15・16年度建設工事等競争入札参加資格審査申込の受け付け

〔受付方法〕郵送および指定日受け付け(郵送での受け付けに協力ください)

〔受付期間〕3月4日(火)から14日(金)必着分まで

〔持参受付日時〕継続の方(指定日制)3月4日(火)から10日(月)まで 新規の方 3月11日(火)・12日(水)いずれも午後1時から4時まで

〔受付場所〕503会議室(申込用紙等)独自様式、2月3日(月)から財政課で配布

申込用紙等は泊江市ホームページからダウンロードすることができます。

〔問い合わせ〕財政課

特別土地保有税の申告について

特別土地保有税は、宅地供給の促進等、土地の有効利用を目的に設けられた税です。

申告対象者は、平成14年1月1日から12月31日までの1年間に、市内で合計5,000㎡以上の土地を取得した方です。

該当する方は、特別土地保有税の課税対象となりますので、2月28日(金)までに市役所に申告してください。

〔問い合わせ〕産業生活課

民生委員の配置について

1月1日(水)から、今まで欠員となっていた2つの地区を担当する新しい民生・児童委員が決まりましたのでお知らせします。

民生・児童委員は、地域と行政とのパイプ役として、福祉についての市民からの相談に応じ、援助を行っています。

〔西野川1丁目全域〕小町達男さん 和泉本町3-24-4 〆(3480)1219

〔問い合わせ〕社会福祉課

なお、事務所・店舗等の恒久的な建物の敷地として利用している土地については、納税義務が免除されますので、2月28日(金)までに申請してください。

〔問い合わせ〕課税課

今月から創業相談が始まります

新規開業を考えている方・開業後の経営にお悩みの経営者の方は、お気軽に相談ください。

〔相談日〕毎月第2金曜日(今月14日)

〔相談時間〕①午前10時から10時50分まで ②午前11時から11時50分まで

〔対象〕次の条件をともに満たす方

①市内在住者または市内で開業予定者 ②新規開業者および開業後5年未満の経営者の方

〔相談員〕国民生活金融公庫(三鷹支店)職員および泊江市商工会経営指導員

〔相談場所〕市役所第1相談室

〔受け付け〕前日までに電話で申し込みください

事前申し込み

〔問い合わせ〕産業生活課

児童手当等の申請はお済みですか

〔猪方3丁目14-16番、20番、25-41番〕伊藤和子さん 猪方4-1-16 〆(3480)0592

〔問い合わせ〕社会福祉課

児童手当

〔要件〕6歳に達する3月31日までの児童を養育している方

〔金額〕月5,000円(第3子以降は1万円)

■児童扶養手当

〔要件〕18歳に達する3月31日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童

①父母が離婚 ②父が生死不明 ③父が重度の障害 ④父に1年以上遺棄されている ⑤父が1年以上拘禁されている ⑥母の婚姻によらないで出生した ⑦父が死亡(老齢福祉年金以外の公的年金受給者を除く)

〔金額〕第1子 月4万2,370円 第2子 5,000円 第3子以降 3,000円

■児童育成手当

〔要件〕児童扶養手当の要件を満たす母子家庭または同様の状態にある父子家庭(公的年金受給者も可)

〔金額〕児童1人につき月1万3,500円

いずれの手当ても所得制限があります。

〔問い合わせ〕社会福祉課

### 平成15年度市職員募集

市では、平成15年度中に職員に欠員が生じたとき補充するための採用候補者を募集します。

〔職種〕給食調理

〔受験資格〕①中学校卒業以上の方 ②昭和45年4月2日以降生まれの方 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

〔募集人員〕若干名

「証明交付サービスおよび施設予約サービス」の一時停止について

証明交付サービスと施設予約サービスは、運用センターを利用し運用しています。

この運用センターの電気設備点検ため、証明交付用自動交付機と各施設に設置のインターネット端末およびご家庭のパソコンからのサービスを一時停止

しますので協力をお願いします。

■証明交付サービス

〔停止日時〕2月9日(日)午前9時から午後1時まで

■施設予約サービス

〔停止日時〕2月8日(土)午後5時から9日(日)午後1時まで

〔問い合わせ〕情報課



泊江市消費生活相談員を募集

消費生活相談の充実を図るため、相談員を募集します。

〔応募資格〕①消費生活専門相談員 消費生活コンサルタント・消費生活アドバイザーのいずれかの資格を有すること ②消費生活相談員を現在行っている方、また過去に経験がある方 ③パソコンができる方 ④年齢が50歳以下(平成15年4月1日現在)の方 ⑤平成15年4月から勤務でき

る方

〔募集人員〕1人

〔勤務時間〕毎週水曜日午前10時から午後4時まで(休・祝日に重なる場合は休み)

〔申し込み〕2月3日(月)から14日(金)までに履歴書(写真添付)および資格等証明書の写しを提出してください。

〔選考試験〕書類選考のうえ、面接を行います。

〔申し込み・問い合わせ〕産業生活課へ。

## 社会教育委員募集

社会教育委員は、教育委員会に助言するため市の社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じ意見を述べたり、社会教育関係団体等の関係者に指導や助言を与えるなどの諸活動を行っています。

教育委員会では、社会教育に関する意識のある市民の方を募集します。

〔資格〕 市内在住の20歳以上の方

〔人員〕 2人

〔任期〕 4月1日から平成17年3月31日まで

〔会議の開催予定〕 年10回程度で、原則平日の夜間

〔申込方法〕 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号と作文「社会の変化に対応した今後の社会教育のあり方について」または「社会教育からみた狛江の家庭教育の向上について」を800字程度(用紙自由)にまとめ、2月28日(金)までに社会教育課へ郵送または持参してください。なお、電子メール(syakyoukkr@city.komae.tokyo.jp)でも受け付けます。

〔問い合わせ〕 社会教育課

## 青少年委員募集

青少年委員は、青少年の余暇の指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、青少年教育の振興などの諸活動を行っています。

教育委員会では、青少年の指導等に関して熱意のある市民の方を募集します。

〔資格〕 市内在住の20歳以上の方

〔人員〕 2人

〔任期〕 4月1日から平成17年3月31日まで

〔会議・研修等開催予定〕 会議は年10回程度で、原則平日の夜間。そのほか青少年関係事業の企画および実施

〔申込方法〕 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号と作文「青少年の余暇活動等について」または「青少年リーダーの育成について」を800字程度(用紙自由)にまとめ、2月28日(金)までに社会教育課へ郵送または持参してください。なお、電子メール(syakyoukkr@city.komae.tokyo.jp)でも受け付けます。

〔問い合わせ〕 社会教育課

## 市長コラム73



効果がある」とか「いやなこと  
が忘れられる」と誘われ、「一度くらいなら」と気軽に手を出すのが最近の特徴で、その多くは友だちからの勧めということとです。

しかし一度使うと常習化する  
のが怖いところで、脳への異常や幻覚症状があらわれ、急性

## 青少年を薬物汚染から守ろう

中毒で死に至ることもあります。  
本人の心や体を壊すだけでなく、  
殺人や放火など重大事件につながることも稀ではありません。

子どもたちにこうした破壊の  
道を歩んで欲しくないと、狛江

狛江市長  
矢野 雅也

## 狛江駅北口地下駐車場定期駐車利用申請受付開始

平成15年度狛江駅北口地下駐車場定期駐車の利用申請を2月3日(月)から3月12日(水)までの期間に受け付けます。なお、募集台数が10台のため申し込み多数の場合は抽選となります。

〔定期駐車使用料〕 月額で1台につき1万8,000円

〔利用できる車両〕 長さ4・70m、幅1・75m、高さ1・50m、重さ1・70t以内で機械式駐車場に駐車できる車両

〔利用期間〕 4月1日から平成16年3月31日まで

毎日の午後11時から翌日午前7時までおよび1月1日の定休日、10月の設備保安点検実施日には人・車の出入りができません。また、車庫証明は取得できません。

〔申込方法〕 計画課で配布の申請書に必要事項を記入し、定期駐車を利用しようとする車両の車検証のコピーを添付して提出してください。

〔問い合わせ〕 計画課

## 審議会等々の公開

【狛江市立狛江第二・第七小学校統合推進協議会】

第6回 狛江市立狛江第二・第七小学校統合推進協議会

〔日時〕 2月3日(月)午後6時から

〔会場〕 狛江第七小学校

第7回 狛江市立狛江第二・第七小学校統合推進協議会

〔日時〕 2月25日(火)午後6時から

〔会場〕 狛江第二小学校  
〔問い合わせ〕 学校教育課

【第9回(仮称) 狛江市まちづくり条例検討委員会】

〔日時〕 2月6日(木)午前10時から

〔会場〕 狛江市役所小田急線高架下分室103・104会議室

〔問い合わせ〕 計画課

【第157回東京都都市計画審議会】

〔日時〕 3月12日(水)午後1時から

〔会場〕 都庁会議室

事前抽選で15人まで傍聴可。住所・氏名・電話番号を記載した往復はがきで申し込み。2月28日(金)必着

〔申し込み・問い合わせ〕 〒163-8001 東京都都市計画局都市計画課(5388) 3225へ。

## 寄附

(敬称略)

〔現金〕

いずみ会(猪方3-33)、東京狛江多摩川ロータリークラブ(和泉本町1-1)、ゴルフコンペ協会(東和泉1-19)、財電

力中央研究所(岩戸北2-11)、T&Mクラブ(和泉本町3-14)、狛江市長野果人会(岩戸南4-26)、東京狛江ロータリークラブ(元和泉1-8)、石倉純子(岩戸南2-8)、東京母の会連合会調布地区母の会(調布市国領町4-29)

〔物品〕

日本女子体育大学(世田谷区北烏山8-19)

## 公民館運営審議会委員推薦のお願い

公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について調査、審議する機関です。

現在の公民館運営審議会委員の方々は3月に任期満了となります。そのため教育委員会では、公民館の目的達成に協力できる社会教育の関係者の中から次期委員の推薦をお願い

することにしました。中央・西河原公民館利用団体の方から委嘱する委員について、推薦のお願いの会を次のとおり開催します。

〔日時〕 2月7日(金)午後7時から

〔会場〕 西河原公民館

〔対象者〕 公民館利用団体代表者各1人

〔問い合わせ〕 中央公民館(3488) 4411または西河原公民館(3480) 3201

時30分から中央公民館で行います。

なお、当日は総括・出納責任者等を含め3人以内でお願いします。

〔問い合わせ〕 選挙管理委員会事務局

## 健康チェック

## 花粉症対策

今年も花粉症に悩まされる季節がやって来しました。今や5人に1人が花粉症といわれており、年々増加しています。

花粉症の主な症状は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみ、涙が止まらないなどです。そのほかにも、だるい、頭が重い、眠れないなど全身の症状が現れることもあります。シーズン中、少しでも楽に過ごすために、次のことを参考にしてください。

① 家の中に花粉を持ち込まない。むやみに窓を開けない。洗濯物などはできるだけ外に干さない。干す場合は、取り込む時よくはたく。外から帰ったら髪や服をよくはらう。顔や手を洗ったり、うがい、鼻をかむ。

② 外出時には、花粉をつけない工夫をする。マスク、眼鏡、帽子を身に付ける。服装は毛織物でなく、すすべしたものがよい。

③ そのほか、日頃から偏食を避ける、十分な睡眠を取って疲労やストレスをためない。風邪をひかないように心がける。

〔問い合わせ〕 健康課(3488) 1181

# 「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」

## パブリックコメントに寄せられた市民意見について

平成 14 年 11 月 15 日号第 2 面に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」パブリックコメントを掲載し、意見を募集したところ、市民の皆さんから多数の貴重な意見・提案・情報をいただきました。

今回はその中で「意見・提案」について委員会での検討結果を掲載します。なお、「質問」にあたる部分については今回省略させていただきます。

詳しくは市民協働課窓口での閲覧および狛江市ホームページに掲載しています。ご協力ありがとうございました。  
〔問い合わせ〕市民協働課

### タイトル

「市民意見」  
「市民参加」と「市民協働」を一つの条例で拘束するには無理があるように思う。

◇考え方  
本格的な市民協働はしっかりと市民参加の土台の上に実現すべきものとの考えから、両者を一体に考えた条例としました。両者を一つの条例とすることにより、今後の市民社会における自治行政のあり方としてもまた施行段階での担当部署の役割や審議会運営についても包括的なつながりが可能となります。

### 第 2 章 (市民参加の手続き)

◇市民意見  
市議会との関係がうたわれていない。この条例のように市民が参加し、審議会での審議、市議会議員も市議会も不要に思う。

◇考え方  
市民と市議会の関係については、すでに法律によって具体的な規定がなされており、改めて条例で定めるべき事項はないと判断しました。

◇市民意見  
市民個人の発意を大切にしたい。市民相談所を作ってはどうか。

◇考え方  
現在、市では「市長への手紙」や、各課での対応などを行っており、これらを活用していただいていますので、条例には取り上げませんでした。

### 第 7 条 (意見などの取り扱い)

◇市民意見  
「提出された意見、情報」は、「提出された意見、提案 (情報)」のほかがよいのではないかと。

◇考え方  
第 7 条第 2 項条文は、「(1) 提出された意見、提案、情報 (2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果」に変更します。

### 第 8 条 (公表の方法等)

◇市民意見  
市民参加の仕組みについて「公表」の規定にばらつきがあるのは整理すべきではないか。

◇考え方  
「公表」「公開」という 2 種類

に分類整理することとしました。公表とは、第 8 条に規定している方法によるものとします。公開とは、狛江市情報公開条例第 8 条の定めによるものとします。

◇市民意見  
「意見などの取り扱い」(第 7 条第 2 項)  
◇考え方  
「公表」とします。

◇市民意見  
「会議録の作成と公表」(第 12 条)  
◇考え方  
「公表」とします。

◇市民意見  
パブリックコメント (第 2 章第 3 節) 公表について言及なし  
「意見などの取り扱い」(第 7 条第 2 項) が適用されるのかはつきりしない。

◇考え方  
適用されます。

◇市民意見  
公聴会 (第 19 条第 2 項) 「公表するよう努めるものとする」を「公表するものとする」に変更してほしい。

◇考え方  
変更します。

◇市民意見  
狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等 (第 5 章) 公表について言及なし。会議録の作成と公表 (第 12 条) の規定が適用されることになるのか。

◇考え方  
適用されます。

を適用し、さらに年次報告を作成して公表するようにしたらどうか。

◇市民意見  
市民参加と市民協働に関する審議会において、審議会にてどの程度の報告とするのか検討を行うことが適切と考えました。

◇市民意見  
「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価」(第 30 条第 2 項第 2 号) ではあいまいで、統括としてのインパクトが弱い。個々の案件の市民参加・市民協働について意見の反映の内容や、反映の事実関係を整理し、年次報告を作成して公表するようにしてほしい。

◇市民意見  
条文を「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」と変更し、総合的評価に重きを置くことを強調しました。年次報告の公表については、前項の回答のとおりです。

◇市民意見  
第 2 章第 3 節 (パブリックコメント)  
意見がどのように反映されたかを本人、市民に公表してほしい。

◇市民意見  
本人一人ひとりに反映結果を回答することは、事務の手続き上難しいという結論となりました。しかし、寄せられた意見がどのように反映されたかは、第 7 条第 2 項第 2 号にある「検討結果」に含むこととし、広く市民に公表していくこととしました。条例解説にて明記します。

◇市民意見  
市と市民が意見交換してまとめ上げて欲しい。

◇市民意見  
パブリックコメント制度としては該当しませんが、別に条例第 2 節の「審議会等」に市民公募委員としての審議会への参加や、第 5 節の「その他の市民参加の手続き」にある説明会、フォーラム、シンポジウムなどが、この手法として規定されています。

◇市民意見  
第 2 章第 4 節 (公聴会)  
賛成意見も反対意見も活発に討論されるようにしてほしい。

◇市民意見  
公聴会にて意見を述べたい方を何ら制限するものではなく、広く開催の情報が伝わるよう規定をしています。

◇市民意見  
公聴会の場で、公述人の意見と原案との比較検討等の意見交換をして、意見の反映の結果を市民に理解させるようにしてほしい。

◇市民意見  
公聴会で、公述人の意見と原案とを比較検討して意見交換することはできませんが、第 7 条第 2 項第 2 号にある「検討結果」で意見反映の結果を広く市民に公表していくこととしました。条例解説に明記します。

◇市民意見  
第 2 章第 5 節 (その他の市民参加の手続き)  
「市民アンケート」についての規定がないが、ぜひ追加すべきである。

◇市民意見  
市民アンケートは、これまでも頻繁に行われてきた経緯があり、臨機に適切な方法で実施することが出来ます。条例に規定すると、市民アンケートが硬直化し、デメリットではないかという懸念もあります。そのため、条例に規定しませんでした。

◇市民意見  
第 4 章第 1 節 (市民公益活動団体への支援)  
「財政的支援」(第 24 条)、「活動場所提供」(第 25 条) 等、育成措置を含む市民協働の実態について、関係情報の公開が望ましいと思うが、「情報環境の整備」(第 26 条) がこの関係を規定しているのか。

◇市民意見  
第 26 条の「情報環境の整備」は、広く市民公益活動に関する情報までを対象としたもので、行政活動に関わる情報の公開は別に「市の責務」第 3 条に基づくこととしています。

◇市民意見  
登録団体には NPO・公益法人・任意団体等が幅広く含まれるものと思うが、市民の参加はその団体の構成要件に含まれるのか。

◇市民意見  
条文を変更し、(1) 役員に狛江市民を含むこと (2) 事業所、活動拠点が狛江市にあること (3) 活動範囲に狛江市を含むこと、以上 3 つの条件のいずれかを満たすこととし、市民の参加を団体の構成要件に含むこととしました。

◇市民意見  
第 28 条 (登録制)  
登録団体には NPO・公益法人・任意団体等が幅広く含まれるものと思うが、市民の参加はその団体の構成要件に含まれるのか。

◇市民意見  
第 28 条 (登録制)  
登録団体には NPO・公益法人・任意団体等が幅広く含まれるものと思うが、市民の参加はその団体の構成要件に含まれるのか。

## ●●●●● 狛江市の市民参加と市民協働の 推進に関する基本条例(案) 答申 ●●●●●

狛江市市民参加基本条例策定委員会では、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、再度条例案を検討し、1月17日に市長へ答申しました。



市長への答申

答申の前書きの一部を抜粋して紹介します。

今、日本は分権型社会に移りつつありますが、これは中央省

ら管理・運営まで、幅広い参加と協働で行っています。

また、障害者の通所訓練や高齢者給食等、福祉分野でも、それぞれの団体の特性を活かし、利用者にとってきめ細やかなサービスを行うための協働も進められています。

しかしながら、多様化する市民要望等に対応するには、市民参加・市民協働をより一層推進する必要があります。そのため

には、行政が行う施策に今以上に多くの市民が参加し、意見を述べる場を充実させる等の環境整備や、行政サービスをを行ううえでも市民ニーズに合ったサービスが提供できるよう、市民団体と協働する体制づくりが重要となりました。

そこで狛江市でも、市民参加と市民協働の推進を図るため、市民公募委員を含む15人の委員で構成された「市民参加基本条

例策定委員会」を設置し、参加・協働等の環境整備の基本を定める条例づくりに着手しました。

委員会では、検討すべき課題の骨格となる条例の目的・市民協働や市民公益活動等の定義・市の役割・パブリックコメント等の手続きと公表・住民投票制度・公益活動団体への財政支援・

公益活動団体が行政サービスに参入する機会の提供・市民協働推進審議会の設置・市民委員の報償のあり方等を先進市の事例を交えて議論し、委員会の開催数が10回を迎えたところで、その時点での委員会の考えを市民や行政に周知させるために中間報告を公表しました。

その後、さらに検討を加え、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例案(以下「条例案」という)の全文を平成14年11月15日号の「広報こまえ」や狛江市ホームページにて

パブリックコメントを実施し、市民の皆さんから条例案に対しての意見をいただき、条例案に取り入れるべき意見は採用してきました。



委員会の様子

こうした皆さんの熱い思いを感じながらでき上がった条例案の要旨は、次のとおりです。

①市民参加と市民協働に共通することについて  
市民参加および市民協働の推進を市の責務として明記したこと  
市民参加と市民協働の推進を

市民参加と市民協働に関する審議会を設置し、審議会は、必要があるときは市の実施機関に意見を述べるができることとしたこと。

②市民参加について  
市の各実施機関が行うさまざまな行政活動適用除外もあり)について、事前に市民参加の手続きを踏むことを明記したこと。その際、市民から提供された意見およびそれに対する検討経過・検討結果を速やかに公表することとした。

各種の審議会等における委員の選考については、全部または一部を市民からの公募により行うこと。

各種審議会等の会議の公開および諮問事項の公表ならびに会議録の作成と公表を明記したこと。市政に市民の意見を反映させるためのパブリックコメント・公聴会の実施とその方法を明記

したこと。

市にかかわる重要な事項について、市民の意思を直接問う市民投票について明記したこと。

③市民協働について

市は、市民公益活動を行う団体に対して、財政的支援、活動場所の提供、情報環境の整備に努めることを明記したこと。

市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用するために行政活動への参入機会を提供するよう努めることとしたこと。なお、参入機会の提供は登録制とし、各団体から提出された書類は原則公開とし、制度の透明性を確保した。

以上、市民参加と市民協働は一体のものと考え、参加・協働を合わせた一本条例として、狛江市における市民参加と市民協働の基本を位置付ける条例案を策定しました。

## 2月の古民家園

■節分「豆まきをしよう」  
3日(月)午後4時30分～5時30分

鬼さんを募集します。  
鬼さんになる人は午後4時から顔にメイクします(メイク指導) 岩田隆子さん

■むいから子ども会  
子ども料理教室、まんじゅうをつくるつ 15日(土)午前10時

～正午(指導) 岩間正隆さん  
(定員) 10人(対象) 小学校3年生以上(持ち物) エプロン・三角巾

「囲碁教室」 8日(土)・22日(土)午前10時～正午(対象) 小・中学生(定員) 現在、満員で見学はできません。

「竹細工教室」(全6回、毎月第1土曜日) 3月1日(土)午前10時～正午(指導) 吉田清明さんほか(定員) 10人(できれば親子でどうぞ)(対象) 小学校4年生以上(持ち物) 小刀

■大人のわら細工教室「わらぼつこ」 8日(土)午前10時～正午(指導) 飯田久雄さん(定員) 20人

■「むしろ織り機で織り方を実演」 22日(土)午後1時～3時(実演) 高橋晟さん

■細工小物教室「きんぎょのお手玉づくり」 25日(火)午前10時～正午(指導) 菅原しづ枝さん(定員) 15人(持ち物) はさみ・ものさし・針・糸(参加費) 300円(材料費)  
■童謡と朗読・金子みすゞ生誕

百年「金子みすゞと童謡の時代」 3月1日(土)午後5時開場、5時30分開演。第一部「金子みすゞの生きた時代の童謡たち」

北原白秋・野口雨情・西条八十を歌う、第二部「みすゞの幻灯」さみしい王女(定員) 50人(参加費) 500円(中学生以下は無料) 定員のある行事は事前に申し込みが必要です。

(申し込み・問い合わせ) むいから民家園(3489) 8981(水・木曜日は休園です)

## 心障学級連合展覧会



〔期間〕2月14日(金)から28日(金)(土・日曜日は除き、28日午前中)まで  
〔会場〕市役所2階フロアー  
〔問い合わせ〕指導室

## 誕生記念樹を差し上げます

平成14年1月1日から12月31日までに生まれたお子さんの誕生を記念して苗木を贈呈します。

対象者には、1月中旬に往復はがきを送りましたが、届いていない方は至急連絡ください。

うめ、きんかん、あんず、ブルーベリーのうち希望する記念樹を1本選び、返信はがき(問い合わせ) 環境改善課

# 健康と衛生

## 予防接種

Health

## 検診

Health

■急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種

別表のとおり実施します。冊子「予防接種と子どもの健康」や「予防接種ガイドブック」をよく読んでお越しください。  
〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・予防票  
〔問い合わせ〕健康課 ☎ ( 3 4 8 8 ) 1 1 8 1

■3歳児健康診査

〔日時〕2月20日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成12年1月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証 対象者には、個別に問診票が送付されます。  
〔問い合わせ〕健康課 ☎ ( 3 4 8 8 ) 1 1 8 1

## 教室

Health

■育児学級

5～6カ月の赤ちゃんのいるお母さん・お父さんを対象に、赤ちゃんの保育についての話と離乳食の試食を行います。民生委員の協力で、受講中は赤ちゃんをお預かりしますので、お気軽に参加ください。  
〔日時〕2月18日(火)午後1時30分～4時 受付時間は1時～1時20分〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など  
〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎ ( 3 4 8 8 ) 1 1 8 1 へ。

■リハビリ教室

寝たきり予防の体操などの教室です。40歳以上で、疾病や老化などで心身の機能が低下している方、お気軽に参加ください。直接会場にお越しください。  
〔日時〕2月5日(水)午前10時～正午〔会場〕あいとびあセンター  
〔問い合わせ〕健康課 ☎ ( 3 4 8 8 ) 1 1 8 1



## 健康相談

Health

■出張健康相談・育児相談もお気軽に  
〔日時・会場〕2月6日(木)午後2時～4時、上和泉地域センター  
〔問い合わせ〕健康課 ☎ ( 3 4 8 8 ) 1 1 8 1

■狛江市医師会無料健康相談

〔日時〕2月20日(木)午後1時30分～2時30分〔会場〕あいとびあセンター〔科目〕内科・産婦人科  
〔問い合わせ〕医師会事務所 ☎ ( 3 4 8 8 ) 2 2 6 7

## お知らせ

Health

■気管支ぜん息等の医療費助成の変更  
1月から、大気汚染健康障害

者の医療費助成にかかる申請書類の様式と助成内容が変わりました。

申請書類の変更 診断書を「主治医診療状況報告」と改め、診療の報告内容が詳細になりました。

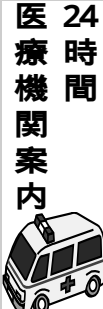
また、新規申請者は、新たにアレルギー検査等を受けることが必要になりました。

助成内容 医療費の助成開始日については、保健所に申請した日に変ります。これに伴い、レントゲン撮影等の検査費用は自己負担になります。  
〔問い合わせ〕狛江調布保健所 ☎ 0 4 2 4 ( 8 4 ) 2 1 2 3



## 休日診療

〔会場〕あいとびあセンター  
〔診療日〕2日・9日・11日・16日・23日  
〔受付時間〕午前9時～11時 30分・午後1時～4時30分  
○休日応急診療所  
☎ ( 3 4 8 8 ) 9 1 2 1  
○休日歯科応急診療所  
☎ ( 3 4 8 8 ) 9 1 7 1  
○休日診療薬局  
☎ ( 3 4 8 8 ) 1 5 1 9



24時間 医療機関案内

○狛江消防署  
☎ ( 3 4 8 0 ) 0 1 1 9  
○東京消防庁テレホンサービス  
☎ 0 4 2 ( 5 2 1 ) 2 3 2 3

# インフォメーション

## 催し

■第4回 狛江・盆栽展

〔日時〕2月14日(金)～16日(日)午前10時～午後5時〔最終日は4時30分に終了〕〔会場〕中央公民館  
〔問い合わせ〕国際交流協会事務局(市民協働課)

■いべんと西河原前夜祭「笛とウッドベースのアンサンブル」

伝統の現在進行形から彼方へ  
〔日時〕2月21日(金)午後6時30分開場・7時開演〔定員〕200人〔入場料〕無料〔会場〕西河原公民館ホール〔出演〕笛・一噌幸弘さん(能楽師笛方)、ウッドベース・吉野弘志さん(ジャズ)

■ファミリー・サポート・センター説明会



〔問い合わせ〕西河原公民館 ☎ ( 3 4 8 0 ) 3 2 0 1

■野川の野鳥・植物・水生生物を調べてみませんか



〔日時〕3月2日(日)午前9時30分～正午 雨天中止  
〔集合場所〕上流側・都立野川公園西端  
〔二枚橋〕下流側・喜多見駅改札前〔参加費〕1人100円(保険・資料代)(募集人数)上流、下流各30人(先着順)  
〔申し込み・問い合わせ〕2月17日(月)～20日(木)に野川流域連絡会事務局 ☎ 0 4 2 ( 3 3 0 ) 1 8 4 5 へ。

## お知らせ

■ファミリー・サポート・センター説明会

〔日時〕2月8日(土)午後2時から〔会場〕南部地域センター 託児(2歳以上)を実施します。ご希望の方は、3日前までにセンターへ連絡ください。詳細はセンターまで問い合わせください。説明会の案内を差し上げます。  
〔問い合わせ〕狛江市ファミリー・サポート・センター(和泉児童館内) ☎ ( 3 4 8 0 ) 1 5 8 7

■上和泉地域センター体育館利用方法変更説明会

4月から、申し込み・受付方法、体育館利用時間区分、体育館個人開放日時等、施設利用方法が一部変更になります。  
〔日時〕2月19日(水)午前10時と午後7時から  
〔問い合わせ〕上和泉地域センター ☎ ( 3 4 8 9 ) 9 1 0 1

■公庫住宅ローン返済が困難な方の救済措置

住宅金融公庫では、公庫住宅ローンの返済が困難な方々について、返済方法の変更などの返済相談を行っています。返済に不安を感じておられる方は、お早めに相談ください。  
〔救済措置期限〕平成16年3月31日まで  
〔問い合わせ〕住宅金融公庫東京支店返済相談室 ☎ ( 5 2 6 1 ) 8 9 2 1

## セミナー

■青年教室(狛プー)「手品教室に挑戦」



〔日時〕2月6日・13日・20日(各木曜)全3回(午後7時～9時)〔講師〕石川治男さん(マジシャン)(定員)15人(費用)2,000円(材料費代)  
〔申し込み・問い合わせ〕2月3日(月)から中央公民館または ☎ ( 3 4 8 8 ) 4 4 1 1 へ。

## エコルマホール主催公演

### 好評発売中

#### ■イアイライケレ(ありがとう)

宗次郎

オカリナの名手・宗次郎は、自分の目指した音のためにオカリナを作り演奏します。

2月21日(金) 午後7時開演  
全席指定 3,500円(残券僅少)  
未就学児は遠慮ください。



#### ■音楽する喜びに満ち溢れる

ハーゲン管弦四重奏団

この四重奏団は、1980年にモーツァルトの町・ザルツブルクで結成され、着実に音楽性、精神性を深めています。

3月3日(月) 午後7時開演  
全席指定 3,500円  
未就学児は遠慮ください。



#### ■第7回狛江寄席 春風亭小朝 独演会

毎年恒例の狛江寄席です。

4月4日(金) 午後7時開演  
全席指定 3,000円  
未就学児は遠慮ください。  
(チケットぴあでは取り扱いません)



エコルマホール窓口でのチケットの販売は午前9時から午後5時まで(電話予約でも取り扱っています)。  
チケットぴあ、ミュージックショップ森のうた、小田急OX狛江店宝くじ売場でもチケットを取り扱っています。

狛江市文化振興事業団 ☎(3430)4106

■西河原カレッジ教養コース  
「俳句教室」公開レッスン

〔日時〕3月6日(木)午後1時30分～3時30分〔講師〕両角玲子さん〔定員〕市民20人(先着順)

〔作句〕春の季語を用いた、作句2句を持参ください(自由)。

〔申し込み・問い合わせ〕2月3日(月)午前8時30分から西河原公民館 ☎(3480)3201へ。

■缶詰を使つての楽しい料理教室

〔日時〕2月9日(日)午前10時30分から〔定員〕16人(先着順)

〔メニュー〕豆腐のかにあんかけ・鶏とスイートコーンの中華

風スープ・ツナサンドイッチ〔講師〕高木富美子さん(料理研究家)〔参加費〕500円(持ち

物)手ふきタオル・三角巾

〔申し込み・問い合わせ〕2月4日(火)午前9時から岩戸地域センター ☎(3488)7040へ。

■おひな祭りとお菓子づくり



〔日時〕2月18日(火)午後1時～

4時〔内容〕うぐいすもち・ねりきり作り〔講師〕山岸秀宣さん〔定員〕15人(先着順)〔参加

費〕500円(材料代)〔持ち物〕エプロン・持ち帰り用容器・ふきん

〔申し込み・問い合わせ〕2月4日(火)午前9時から野川地域センター ☎(3480)2211へ。

■スカarfを染めて遊ぼう

〔日時〕3月1日(土)午前10時～午後4時〔対象〕中学生以上

〔定員〕15人(先着順)〔参加費〕1,000円(生地「シルク」代)〔指導〕荻野惇子さん〔持ち物〕軍手・ゴム手袋・エプロン

〔申し込み・問い合わせ〕2月1日(土)午前9時から上和泉地域センター ☎(3489)9101へ。

■「介護予防教室」緊急開催  
「ご存知ですか?ヘルパーの利用料金が変わります」

介護保険の訪問介護(ヘルパー)は大きく3つ(身体介護・家事援助・複合型)に区分されていましたが、4月から変わる予定です。そこで、ヘルパーの

利用料金等の変更について説明会を行いますので、ヘルパーを利用している方や利用を考えている方はぜひ参加ください。

〔日時〕3月7日(金)・8日(土)午前10時30分～正午(会場)こまえ苑(料金)無料(定員)各日40人位(定員になり次第締め切り)

〔申し込み・問い合わせ〕在宅介護支援センターこまえ苑 ☎(3489)2417へ。

■第3回狛江市薬剤師会主催  
「楽しく身に付く市民健康講座」正しい糖尿病の予防、治療および食事療法

〔日時〕2月15日(土)午後1時～4時45分(会場)エコルマホール(内容)「糖尿病にどう立ち向かったらよいか」〔講師〕田代真一さん(昭和薬科大学教授)

「糖尿病の食事療法」専門家の立場より〔講師〕戸田和正さん(聖マリアンナ医科大学病院栄養部副部長) 午後1時～2時、血糖値や血圧等の測定および糖尿病、高血圧、高脂血症等のお薬相談コーナーがあります

〔定員〕先着150人 当日、直接会場にお越しください。〔問い合わせ〕狛江市薬剤師会 ☎(5497)2501

## 募集

■こまえ市民大学運営委員会メンバー

〔募集人数〕4人(応募要件)市民の学習活動に関心があり、かつ参加経験のある20歳以上の

市内在住者(任期)2年(会議開催)原則として、平日に開催(応募方法)住所・氏名・年齢・職業・電話番号および作文(応募動機)(400字程度)を提出。2月10日(月)締め切り(郵送可)こまえ市民大学検討委員会報告書を配布しています。〔提出先・問い合わせ〕〒201-0013元和泉2-35-1西河原公民館 ☎(3480)3201へ。

■狛江市芸術協会・市民創作展作品募集説明会

4月5日(土)・6日(日)に中央公民館で書道・陶芸・絵画・写真・彫刻・手工芸・華道・茶道などの展示発表会を行います。グループ、個人、どなたでも参加できます。

〔日時〕2月14日(金)午後7時から(会場)中央公民館〔問い合わせ〕平沢 ☎(3489)1624

■日本大学商学部社会人聴講生

〔出願資格〕①狛江市民で35歳以上の方②高校卒業程度の学力を有し、学習意欲のある方③年間を通じて通学できる健康な方〔出願期限〕2月13日(木)までに

社会教育課へ提出してください。〔出願書類〕①志願表(指定用紙)②志願理由書(指定用紙またはワープロでA4判800字程度)③健康診断書(指定用紙

ただし、過去5年間に社会人特別聴講生であった方は不要)④住民票⑤③は社会教育課にあります(選考日時)2月28日(金)(選考会場)日本大学商学部選



考方法)書類選考および面接試験(ただし過去5年間に社会人特別聴講生であった方は書類選考のみ)(合格発表)3月10日(月)

郵送(聴講科目)英会話・教職課程専門科目・ゼミナールを除く商学部開講全科目の中から6科目を限度として聴講。ただし、

教職課程専門科目とゼミナールについても担当者の許諾があれば聴講可能(費用)①1科目聴講料通年1万円、半期5,000円②教科書・教材等は自己負担③健康診断書・写真等の出願・聴講手続きに要する費用は自己負担

〔問い合わせ〕日本大学商学部庶務課 ☎(3749)6735

## スポーツ

■第14回狛江市少年少女剣道大会



〔日時〕3月9日(日)午前9時30分(会場)市民総合体育館

〔対象〕市内在住・在学の小・中学校4年生、高校生(競技方法)

小学生の部、中学生男子の部・女子の部、高校生男子の部・女子の部に分け個人戦(参加費)1人200円

〔申し込み・問い合わせ〕2月10日(月)18日(火)の平日午前8時30分～午後5時に参加費を添えて市民総合体育館 ☎(3430)1141へ。

■第6回レディースバドミントン大会

〔日時〕3月6日(木)午前9時受け付け(会場)市民総合体育館〔種目〕女子団体戦(参加資格)市内在住・在勤者または狛江市バドミントン協会に登録された女性(参加費)1チーム5,000円(登録者)6,000円(未登録者)(申込方法)所定の申込用紙に記入のうえ、郵送(用紙は市民総合体育館のパンフレットケースにおいてあります)(締め切り)2月8日(土)必着

〔申し込み・問い合わせ〕〒201-0001西野川4-25-11バドミントン協会・岩村 ☎(5497)5534へ。

■狛江市卓球ダブルス大会

〔日時〕3月2日(日)午前9時から(会場)市民総合体育館(種目)男子ダブルス、女子ダブルスおよびミックスダブルス(資格)市内在住・在勤・在学者および連盟登録者(参加費)一組1,500円(当日払い)(申し込み)2月14日(金)までに体育協会へ(平日の午後1時～4時)ミックスダブルスと2種目参加可

〔問い合わせ〕卓球連盟・秋元 ☎(3489)4559

2 月 の 市 民 相 談

| 相 談 名                     | 開 催 日 と 時 間                                 | 相 談 員                                  | 申 し 込 み 等                             |
|---------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 法 律 相 談                   | 毎週月・木曜日 午前9時～正午                             | 弁 護 士                                  | 事前予約制。相談日の1週間前から産業生活課で受け付け。           |
| カ ウ ン セ リ ン グ ・ 心 の 相 談   | 5日・19日の各水曜日 午前9時～正午                         | カ ウ ン セ ラ ー                            |                                       |
| 経 営 相 談                   | 20日(木) 午後1時30分～4時                           | 商 工 会 経 営 指 導 員                        |                                       |
| 創 業 相 談                   | 14日(金) 午前10時～午前11時50分                       | 国 民 生 活 金 融 公 庫 職 員<br>商 工 会 経 営 指 導 員 |                                       |
| 住 宅 相 談                   | 12日(水) 午後1時～4時                              | 建 築 士                                  | 事前予約制。産業生活課で受け付け                      |
| パ ソ コ ン 相 談               | 14日(金) 午後1時～5時                              | OA 機器メーカー SE など                        |                                       |
| 女性悩みごと相談                  | 26日(水) 午前9時～正午                              | カ ウ ン セ ラ ー                            |                                       |
| 交 通 事 故 相 談               | 4日・18日の各火曜日 午後1時～4時                         | 交 通 事 故 相 談 員                          |                                       |
| 不 動 産 取 引 相 談             | 6日(木) 午後1時～4時                               | 宅 地 建 物 取 引 業 協 会                      | 午後1時から産業生活課で受け付け。定員6人。<br>夜間相談は事前予約制。 |
| 登 記 相 談                   | 10日(月)午後1時～4時<br>夜間相談 24日(月)午後6時～8時         | 司 法 書 士 会 調 布 支 部                      |                                       |
| 人 権 身 の 上 相 談             | 20日(木) 午後1時～4時                              | 人 権 擁 護 委 員                            |                                       |
| 行 政 相 談                   | 21日(金) 午後1時～4時                              | 行 政 相 談 委 員                            |                                       |
| 土 地 家 屋 調 査 測 量 登 記 相 談   | 27日(木) 午後1時～4時                              | 土 地 家 屋 調 査 士 会                        | 行政書士会調布支部<br>元生命保険事務経験者               |
| 相 続 等 暮 ら し の 書 類 作 成 相 談 | 4日・18日の各火曜日 午後1時～4時<br>夜間相談 今月はお休みです。       | 行 政 書 士 会 調 布 支 部                      |                                       |
| 生 活 設 計 相 談               | 3日(月) 午後1時～4時                               | 元 生 命 保 険 事 務 経 験 者                    |                                       |
| 税 務 相 談                   | 13日(木) 午後1時～4時<br>毎週木曜日 午前10時～正午<br>午後1時～4時 | 東 京 税 理 士 会 武 蔵 府 中 支 部                |                                       |
| 消 費 生 活 相 談               | 毎週月・水・木曜日 午前10時～4時                          | 消 費 生 活 相 談 員                          | 産業生活課 (午後3時まで)                        |
| パートタイマー・職業相談              | 19日(水) 午後1時30分～4時                           | ハローワーク府中 (府中公共職業安定所)                   | 事前予約制。相談日の4日前までに産業生活課で受け付け。           |
| 高 年 齢 者 高 し ぐ と 相 談       | 25日(火) 午後1時～4時                              | 稲 城 高 年 齢 者 就 業 相 談 所                  | 2階第1市民相談室                             |
| 更 生 保 護 相 談               | 26日(水) 午前10時～午後3時                           | 保 護 司                                  | 2階第1市民相談室                             |
| 難 病 者 相 談                 | 3日(月) 午前9時～正午                               | 難 病 者 相 談 員                            | 直接2階第2市民相談室                           |
| 聴 覚 障 害 者 相 談             | 毎月第2水曜日 午前9時～正午                             | 手 話 通 訳 士                              | 福祉総合相談窓口                              |
| 児 童 相 談                   | 毎週木曜日 午前9時～正午                               | 児 童 福 祉 司                              |                                       |
| 母 子 ・ 女 性 相 談             | 月～金 午前9時～午後4時                               | 母 子 相 談 員                              |                                       |
| 介 護 保 険 苦 情 相 談           | 毎週火・木・金曜日 午後1時～4時                           | 介 護 保 険 苦 情 相 談 員                      |                                       |
| 教 育 相 談                   | 月～金 午前9時～午後4時30分                            | 教 育 相 談 員                              | 市教育相談室(第二小学校内)へ。幼児から中学生               |
| 親 と 子 の 電 話 相 談           | 月～金 午前9時～午後4時30分                            | 教 育 相 談 員                              | ☎ 3430-1411                           |
| 年 金 相 談                   | 今月はお休みです。                                   | 年 金 相 談 員                              | 直接保険年金課へ。                             |
| 心 配 ご と 相 談               | 毎週水曜日 午後1時～3時                               | 心 配 ご と 相 談 員                          | 社会福祉協議会(あいとびあセンター内)で受け付け              |
| 高 年 齢 者 就 業 説 明 相 談       | 毎月第3月曜日 午後1時30分                             | 狛江市シルバー人材センター                          | 電話予約制☎ 3488-6735                      |
| 市 税 納 税 相 談               | 月～金 午前8時30分～午後5時                            | 収 納 課 (市役所2階8番窓口)                      |                                       |

消 費 生 活 相 談

Q & A

Q 賃貸アパートを引っ越すことになり、家主に畳や襖の取り替え費用に敷金を充てるといわれ承諾しましたが、敷金を上回る請求書が届きました。納得できません。

〔20代学生〕

いい、通常の使い方だったのにと。今回含まれて請求されている新しい台所流し台も、入居時には古い物が置いてあったとのことでした。

はなりません。交渉の結果、敷金全額が返還されました。借り手はきれいな物件を希望し、家主は少しでも高く貸すため物件を改修しなければなりません。経費節減から前の借り手にその費用を負担させてしまう今回のような不当請求も少なからずあります。入居時、契約書確認とともに、家主や仲介業者と一緒に既にあった部屋の破損箇所を確認したり、写真を撮っておくと退去時トラブルを避けられます。〔相談場所〕市役所2階消費生活相談コーナー

A 2月、3月は賃貸住宅の契約更新や契約満了に伴う敷金返還トラブル等の相談が多く寄せられます。

賃貸アパートの敷金が戻らない

この方の場合も原状回復義務(部屋を貸した時と同じ状態にする)により請求されたわけです。細かく伺うと、畳や襖も特に破損させたり、部屋を改造してもしないで請求理由と

国土交通省住宅局のガイドラインに沿って支払う必要はありません。それら自然損耗については、毎月の家賃内に含まれると解釈されます。新しい流し台費用も、破損させたわけでもないので請求理由と

国土交通省住宅局のガイドラインに沿って支払う必要はありません。それら自然損耗については、毎月の家賃内に含まれると解釈されます。新しい流し台費用も、破損させたわけでもないので請求理由と

子育て

和泉児童館

☎(3480)1441

■幼児のつどい 毎週木曜日午前11時～正午。未就学・就園前の幼児対象。持ち物は上履き。6日・11びきのねこになってみよう、13日「ボール作り」

■ウノ大会 (日時)5日(水)午後3時30分～4時30分(対象)小学生・参加費あり

■子ども映画会「ワンピース」(日時)8日(土)午後2時～4時(対象)乳幼児(保護者同伴)から

■けん玉検定(日時)12日(水)午後3時30分～4時30分(対象)小学生

岩戸児童センター

☎(3489)5414

■子ども映画会 (日時)5日(水)午後3時から「モチモチの木」・「星の子」(16mmフィルム)(対象)幼児(保護者同伴)からおはなし会 (日時)12日(水)午後3時30分から(対象)幼児(保護者同伴)から

■子ども人形劇「三匹の子猫」劇団「貝の火」による人形劇(日時)15日(土)午後3時15分～4時(対象)幼児(保護者同伴)・小学生

駄倉保育園

☎(3489)2441

■子育てひろば 節分の豆まき(日時)3日(月)午前9時40分～11時(雨天決行)

子ども家庭支援センター

☎(5438)6606

■子育てゼミナール「手作りおもちゃ作り」(日時)7日(金)午前10時30分～11時30分(対象)0～2歳児保護者(保育)2歳以上のお子さん(定員)15人

■申込方法 1日(土)から電話または受け付け(費用)200円

多摩川保育園

☎042(83)4667

■節分・獅子舞いと園庭開放 駒井おはやし保存会による獅子舞

子舞い(日時)3日(月)午前10時～11時

図書館

中央図書館

☎(3488)4414

■子どもおはなし会 5日・12日・19日・26日(各水曜日)午後3時30分から(4歳以上)

■親子で楽しむおはなし会 13日・27日(各木曜日)(0歳～1歳の子どもと保護者)午前10時30分～10時45分(2歳～3歳の子どもと保護者)午前11時～11時20分

■子ども工作教室「ふわふわこねこをつくらう」(日時)15日(土)午後2時～4時(会場)中央公民館(対象)小学生(定員)先着20人(持ち物)ものさし・はさみ・のり・色鉛筆・筆記用具(申し込み)1日(土)から

西河原公民館

☎(3480)3201

■西河原映画会 「風を見た少年」少年アモンの愛と闘いが、かつてない奇跡を呼びおこす



〔日時〕2月8日(土)午前10時・午後2時の2回上映  
〔会場〕西河原公民館  
〔入場料〕無料  
〔問い合わせ〕西河原公民館☎(3480)3201

■西河原おはなし会 各回とも(会場)2階幼児室(時間)午後3時30分から 6日(木)「絵本」ゆき、ゆき「おはなし」ゆきむすめ「折り紙」はばたくる 13日(木)「絵本」あんな雪こんな氷「紙芝居」おひさまときたかぜ「工作」ゆきのけつしよう 20日(木)「絵本」はなをくくん「紙芝居」ふうちゃんのもり「工作」そり 27日(木)いべんと西河原特別おはなし会「山の文庫」